

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	伊藤忠エネクス株式会社		コード	8133
提出日	2021/5/26	異動(予定)日	2021/6/16	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	佐伯 一郎	社外取締役	○															○	有
2	山根 基世	社外取締役	○															○	有
3	遠藤 寛	社外取締役	○															○	有
4	砂山 豊宏	社外監査役																	
5	徳田 省三	社外監査役	○															○	有
6	久保 勲	社外監査役																	新任
7	岩本 昌子	社外監査役	○															○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当項目なし	弁護士および大学教員としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に加えて、㈱日本債券信用銀行(現:㈱あおぞら銀行)において培った金融や財務についての深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
2	該当項目なし	長年にわたり、放送業界において、組織運営や人材育成等に携わるとともに、社会貢献・文化活動に関する有識者委員等を歴任し、社会・文化全般に通じた豊富な知見を有しております。引き続き当該知見を活かし、また、その経歴を通じて培った見識と多様な視点に基づき、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
3	該当項目なし	長年にわたり保険業界において、経理、自動車保険業務、経営企画や海外事業等の幅広い業務に携わるとともに、東京海上ホールディングス㈱常務取締役、公益財団法人損害保険事業総合研究所の理事長を歴任し、経営管理に関する豊富な知見を有しており、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
4		長年にわたり、伊藤忠商事㈱において、主に組織関連事業及び海外における経営企画業務等に従事し、豊富な事業経験を通じて培ったグローバルな事業経営、管理業務に関する幅広い見識をもとに、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たさない為、独立役員には指定していません。
5	該当項目なし	公認会計士としての専門的知見と企業会計に関する豊富な経験に加えて、監査法人において培った深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
6		伊藤忠商事㈱において、長年にわたり経営企画、監査関連業務に従事し、同社常務執行役員監査部長を経て、㈱ファミリーマート取締役専務執行役員CSO、経営企画本部長を歴任し、経営管理に関する豊富な知見を有しており、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たさない為、独立役員には指定していません。
7	該当項目なし	弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に加えて、アレキス㈱における社外役員経験を通じて培った深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行頂けると判断したためです。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。

## 4. 補足説明

<p>社外役員の独立性に関する判断基準(ご参考)</p> <p>社外役員の独立性に関する判断基準につきましては、会社法ならびに㈱東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に則り、以下(1)～(6)に該当しないことを、独立性の判断基準としております。</p> <p>(1) 現在又は過去10年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者(※(社外監査役については業務執行を行わない取締役を含む)であったこと。但し、業務執行を行わない取締役又は監査役であったものについては、就任前の10年間に於いて当社又は当社の子会社の業務執行者であったことも含む。</p> <p>(2) 現在又は過去10年間に於いて、当社の親会社の業務執行者又は業務執行を行わない取締役(社外監査役については監査役を含む)又は兄弟会社の業務執行者であったこと。</p> <p>(3) 現在又は過去1年間に於いて、当社の株式を直接又は間接に10%以上保有している大株主もしくはその業務執行者であったこと。</p> <p>(4) 直近決算期において、当社との取引高(売上高又は仕入高)の2%を超える大口の取引先もしくはその業務執行者であったこと。</p> <p>(5) 過去1年以内に、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬支給を受けたコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家(当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体に所属する者を含む)であったこと。</p> <p>(6) 次の(a)、(b)のいずれかに掲げる者(重要でないものを除く)の配偶者・二親等内の親族であったこと</p> <p>(a) 現在又は過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者(社外監査役については業務執行を行わない取締役を含む。)但し、現在において当社の業務執行を行わない取締役であることも含む。</p> <p>(b) 上記(2)～(5)に該当する者。</p> <p>※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他使用人等をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。